

(単位：百万円)

| | 事業名 | 令和8年度 予算額 | 担当府省庁 | 備考 |
|--|--|--------------|------------|----|
| 3. 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人の「つながり」を実感できる地域づくりを行う | | | | |
| 3-①人間関係を豊かにするつながり・居場所づくり | | | | |
| 88 | 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等 | 4,875 の内数 | 法務省 | 再掲 |
| 89 | 保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化 | 138 の内数 | 法務省 | 再掲 |
| 90 | ひとり親家庭等生活向上事業 | 20,315 の内数 | こども家庭庁 | |
| 91 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金） | 20,315 の内数 | こども家庭庁 | |
| 92 | 離婚前後家庭支援事業 | 20,315 の内数 | こども家庭庁 | |
| 93 | 不登校児童生徒に対する支援推進事業 | 10,043 の内数 | 文部科学省 | |
| 94 | 孤独・孤立対策推進交付金 | 136 | 内閣府 | |
| 95 | 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査 | 25 | 内閣府 | 新規 |
| 96 | こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業 | 662 | こども家庭庁 | |
| 97 | 地域こどもの生活支援強化事業 | 20,315 の内数 | こども家庭庁 | |
| 98 | 社会的養護自立支援拠点事業 | 非予算事業（※） | こども家庭庁 | |
| 99 | 休日夜間緊急支援事業 | 20,591 の内数 | こども家庭庁 | |
| 100 | 社会的養護経験者等ネットワーク形成事業 | 23 | こども家庭庁 | |
| 101 | 地域子育て支援拠点事業 | 245,348 の内数 | こども家庭庁 | |
| 102 | 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業 | 82,680 の内数 | 厚生労働省 | |
| 103 | 国の災害用備蓄食品の有効活用 | 非予算事業 | 消費者庁、農林水産省 | |
| 104 | 政府備蓄米の無償交付 | 577 の内数 | 農林水産省 | |
| 105 | 消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等） | 1,896 の内数 | 農林水産省 | |
| 106 | 食品アクセス確保対策事業 | 15 | 農林水産省 | |
| 107 | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 87,206 の内数 | 厚生労働省 | |
| 108 | 任意事業 | 93,528 の内数 | 厚生労働省 | |
| 109 | 包括的支援事業 | 93,528 の内数 | 厚生労働省 | |

| | | | | |
|-----|---|-------------|-------|----|
| 110 | 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型） | 7,045 の内数 | 農林水産省 | |
| 111 | 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版CCRC）の展開に向けた普及等事業 | 19 | 内閣官房 | 新規 |
| 112 | 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する地方財政措置 | 非予算事業 | 総務省 | |
| 113 | 地域おこし協力隊の強化 | 252 の内数 | 総務省 | |
| 114 | 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 | 400 の内数 | 総務省 | |
| 115 | 集落支援員の活用による集落対策の推進 | 非予算事業 | 総務省 | |
| 116 | 原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置 | 非予算事業 | 総務省 | |
| 117 | コミュニティ形成支援事業 | 5,533 の内数 | 復興庁 | |
| 118 | 「心の復興」事業 | 5,533 の内数 | 復興庁 | |
| 119 | 誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業 | 45 | 文部科学省 | |
| 120 | 地域のスポーツ環境基盤強化 | 87 の内数 | 文部科学省 | |
| 121 | 部活動の地域展開等推進事業 | 3,158 の内数 | 文部科学省 | |
| 122 | Sport in Life推進プロジェクト | 273 の内数 | 文部科学省 | |
| 123 | 運動・スポーツ習慣化促進事業 | 178 の内数 | 文部科学省 | |
| 124 | パラスポーツ推進プロジェクト | 237 の内数 | 文部科学省 | |
| 125 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 82,680 の内数 | 厚生労働省 | |
| 126 | 公営住宅整備事業等（社会資本整備総合交付金） | 459,693 の内数 | 国土交通省 | |
| 127 | 公営住宅整備事業等（防災・安全交付金） | 852,918 の内数 | 国土交通省 | |
| 128 | 地域居住機能再生推進事業 | 35,767 の内数 | 国土交通省 | |
| 129 | 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業（社会資本整備総合交付金） | 459,693 の内数 | 国土交通省 | |
| 130 | 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業（防災・安全交付金） | 852,918 の内数 | 国土交通省 | |
| 131 | スマートウェルネス住宅等推進事業 | 16,087 の内数 | 国土交通省 | |
| 132 | 重層的支援体制整備事業 | 84,381 の内数 | 厚生労働省 | |
| 133 | ひきこもり支援推進事業 | 82,680 の内数 | 厚生労働省 | |

保護司とは

【R7年度補正予算額 9,794千円の内数】
【R8年度予算(案)額 4,874,960千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国883の区域（保護区）に配属され活動している。
- ・ 現員数は約46,000人（充足率は約88%）

3 任期

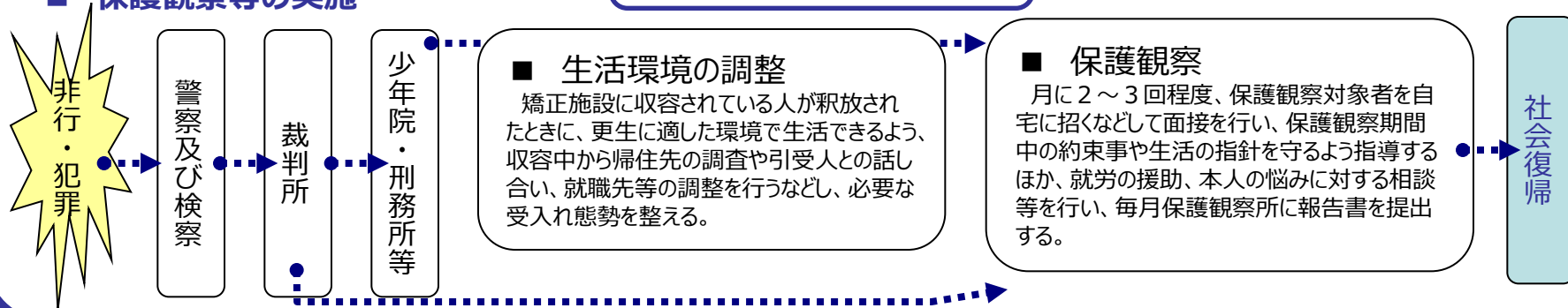
- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

効果的な保護観察処遇

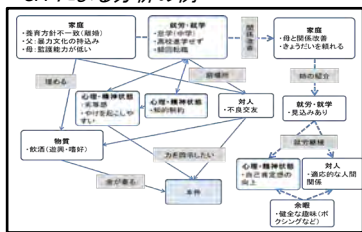
保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R8予算(案)額 138,179千円の内数】
 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【R7補正予算額 730,964千円の内数】
 【R8予算(案)額 6,558,214千円の内数】

CFPによるアセスメント(R3.1～)

保護観察用アセスメントツール・CFP(Case Formulation in Probation/Parole)の開発・運用

- 【特徴】
- 再犯リスクを科学的に評価
 - 再犯に結びつく要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
 - 犯罪に至るプロセスを分析

CFPによる分析の例



再犯リスクに応じた密度で個々の問題や特性に焦点を当てた処遇を実施

類型別による処遇(R3.1～)

共通する問題性等に焦点を当てたガイドラインによる処遇

関係性領域

児童虐待
配偶者暴力
家庭内暴力
ストーカー

不良集団領域

暴力団等
暴走族
特殊詐欺

社会適応領域

就労困難
就学(中学生)
精神障害
(発達障害・知的障害)
高齢

嗜好領域

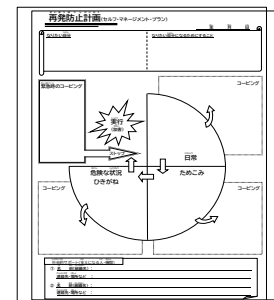
薬物
アルコール
性犯罪
ギャンブル
嗜癖的窃盗

犯罪的傾向の改善等を図る処遇

- 性犯罪再犯防止プログラム
- 薬物再乱用防止プログラム
- 暴力防止プログラム
- 飲酒運転防止プログラム
- しよく罪指導プログラム
- 社会貢献活動



再発防止計画の例

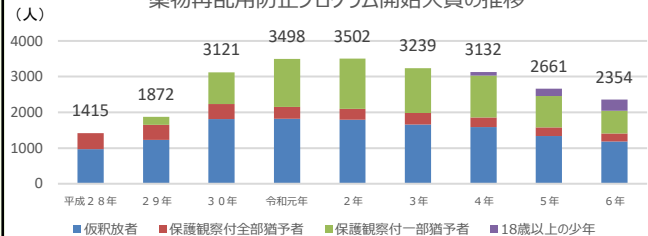


対象者の特性に応じた取組例

⇒ 各取組については、適宜効果検証等を実施の上、必要に応じて内容の見直しを行っている

薬物事犯者

薬物再乱用防止プログラム開始人員の推移



大麻事犯者用コアプログラムの新設(R5.12～)

大麻事犯の保護観察対象者が増加傾向にあることに対応するため、大麻事犯者の特性に応じた課程を新設

専門的援助の活用(R5.12～)

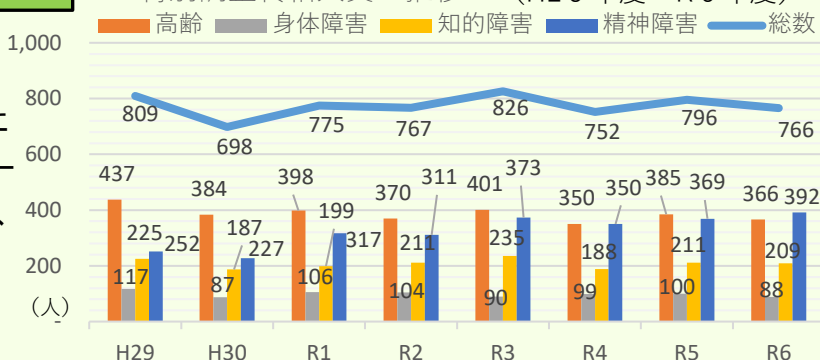
地域の支援機関・団体等による専門的援助の受講の義務付けを可能とし、社会資源との連携を強化

高齢・障害を有する者

特別調整

高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の帰住地確保、必要な福祉サービス等の調整

特別調整最終人員の推移 (H29年度～R6年度)



性犯罪者

性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4～)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行うしつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

事業の概要

- 【拡充内容】 ・生活指導・学習支援（①②③④⑤）について「離婚前から支援が必要な家庭」も対象、高校・大学等の受験前の学習支援を強化する場合の費用加算を創設
・進路選択に活かすための体験学習（オープンキャンパス、職場見学等）を支援する補助メニューを創設

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせ実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③進路選択に活かすための体験学習<<新規>>

オープンキャンパスや職場見学等、進路選択に活かすための体験活動を実施。

④個別学習支援員の配置

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置する。

⑤受験生(中3・高3)の学習支援の追加開催<<新規>>

受験を控えた中学3年生・高校3年生に対して、①の日数を増やして実施する。

⑥大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

⑦模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※⑥及び⑦の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

【補助単価】

| | | |
|--------------|-------------|-------------------------------------|
| ① (1) 事務費 | 1か所当たり | 2,954千円 |
| (2) 事業費(集成型) | 1か所当たり | 4,960千円 (週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる) |
| (3) 事業費(派遣型) | 1回の訪問が1日の場合 | 11,000円(半日以内の場合 6,800円) |
| (4) 実施準備経費 | 1か所当たり①改修費等 | 4,000千円 ②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円 |
| (5) 軽食費 | 1か所当たり | 832千円(週2日以下の開催の場合) |

②加算 週1日追加：448千円、週2日追加：896千円、週3日以上追加：1,344千円

③加算 881千円

④1人当たり 日額：8,440円

⑤加算 週1日追加：2,912千円、週2日追加：5,824千円、週3日以上追加：8,736千円

⑥高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

⑦高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限
 中学3年生： 1人当たり 6,000円上限



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限7万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

- 実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9 / 10（国9 / 10、都道府県又は指定都市1 / 10）
- 実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9 / 10相当）
※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担（特別交付税措置）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 離婚前後の家庭に対して、離婚が子どもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

（１）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（２）親支援講座

- ・親支援講座 養育費や親子交流の取決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ・情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（３）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画作成等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部局との連携強化
戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親担当部局と連携を図る。
- ③ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ④ 養育費等の取決めに係る費用補助
 - ・公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。
 - ・戸籍謄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。
 - ・ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。
- ⑤ 養育費の履行確保に係る費用補助 **《拡充》**
 - ・保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。
 - ・養育費受取に係る**手続費用の補助**
民事執行手続の申立てに係る費用支援を行う。
 - ・養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間分）を行う。
- ⑥ 同行支援
養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑦ 親子交流支援
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

（４）相談者の状況やニーズに応じた支援

- ①離婚前後のカウンセリング支援（心理担当職員の配置）
- ②外国語に対応した親支援講座・ガイダンス（通訳の配置、ICT機器活用等）
- ③託児サービス
- ④夜間・休日対応
- ⑤SNSによる相談対応

（５）先駆的な取組

（１）～（４）のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可

【補助率】国：1／2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／2

【補助単価】1自治体当たり 39,939千円（3事業以上実施の場合）

24,000千円（2事業実施の場合）

12,000千円（1事業実施の場合）

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額

100億円
94億円）



令和7年度補正予算額

3億円

背景・課題

令和6年度調査結果において、不登校児童生徒数については増加率の低下等、一部傾向の変化がみられるものの、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数がそれぞれ過去最多となるとともに、自殺対策基本法に学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省

〈令和8年度予算額（案）の概要〉

※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

9,971百万円（9,295百万円）【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進



- **校内教育支援センター支援員の配置【拡充】**
校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助（**2,000校** → **4,000校**）
- **アウトリーチ支援等による教育支援センターの機能強化**
不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援の実施等に係る経費を補助（**130人**）
- **学びの多様化学校の設置促進【拡充】**
（設置準備：**11** → **20自治体**、設置後運営：**22** → **27自治体**）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実



- SC・SSWの基盤となる配置に加えて、**課題に応じた重点配置**
- 不登校支援の核となる**教育支援センターへの配置充実**
- **スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質の向上等**

SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

【令和7年度補正予算額 166百万円】

- **不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制の強化**
相談支援や学習会の実施、広報提供体制の整備など、不登校児童生徒の保護者等への支援体制を強化するために必要な経費を補助（**200自治体**）

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

34百万円（34百万円）【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある 学校づくりに関する調査研究

- **医療及び学校現場の連携による自殺対策強化事業【新規】**
自殺リスクを抱えた児童生徒への早期対応を図るため、医療機関等と連携したガイドライン等を作成の上、教職員向けに研修動画などを作成し、学校現場へ普及
- 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究
- 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

【令和7年度補正予算額 138百万円】

- **いじめ対応伴走支援チームのモデル構築推進事業**
いじめの個別事案への対応や再発防止等への支援に加え、SNSによるいじめや保護者との連携等に対応するため、専門家からなる支援チームを教育委員会に設置（**15自治体**）
- **不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究**

こども 家庭庁

※主に首長部局を通じた対応

- 首長部局におけるこどもの悩み相談モデル事業
- いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- 学校につながりが持てない子どもを含め、地域での不登校の子どもへの切れ目ない支援
- こどもの多様な居場所づくり など

文部科学省・ こども家庭庁が連 携して対応

※非予算の取組

- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 1.4億円（7年度予算額 1.4億円）

7年度補正予算額 1.2億円

事業概要・目的

- 令和6年に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「孤独・孤立対策の重点計画に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める」とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

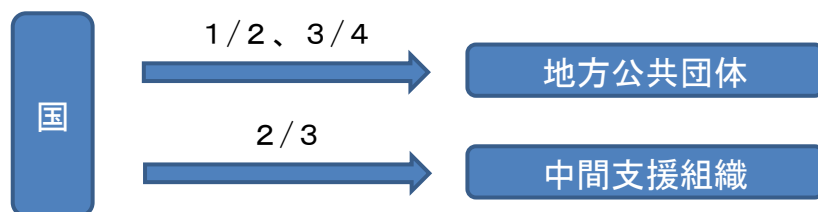
事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

（地方公共団体向けのメニュー）

- ・ 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助 等

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 0.3億円（新規）

7年度補正予算額 2.0億円

事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点から重要です。
- このような取組の拡大を図るためには、関係行政機関（特に地方公共団体）のみならず、NPO等の現場レベルでの活動が必要不可欠ですが、具体的な取組のイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、日常生活環境における孤独・孤立の予防や早期対応に資する取組への支援を行うとともに、その成果等を踏まえたNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

（日常生活環境における対応の例）

- ・ 趣味のワークショップやオンライン交流会等による単身世帯の人々の交流機会の提供
- ・ 中卒者や高校中退者を対象とした学習支援
- ・ ボランティアやインターンシップ等による若者の社会参加の機会の提供
- ・ イベント等を通じた地域住民同士の交流機会の提供
- ・ スポーツや文化・芸術を通じた、こども・若者、高齢者など多世代間の交流機会の提供
- ・ 伝統行事等の伝承を通じたシニア世代とこどもの交流機会の提供
- ・ 大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流機会（日本版メンズ・シェッド）の提供
- ・ 空家を活用したコミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所の提供
- ・ 図書館や博物館、公園などの機能を活かした居場所の提供 等

資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立の問題やそれから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防を目指した取組が強化され、地域における官・民・NPO等の連携による推進体制の整備と相まって、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されます。

〈こども政策推進事業費補助金〉令和8年度予算案 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるところを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

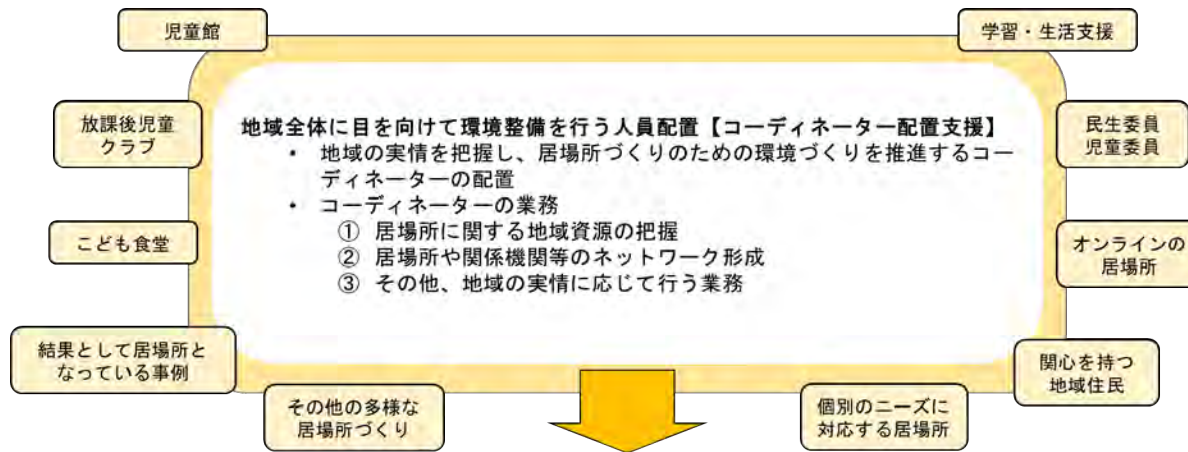
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）

年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
 > 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）

イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》

長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施

ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》

多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う

エ 備品等購入支援

- ① 立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
- ② 継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する

オ 環境整備支援（地域でこども等を支援するための仕組みづくり）

相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う

カ その他上記に類する事業

○ 要支援児童等支援強化加算

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施

注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）

注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

福祉・教育施設、地域における様々な場所

・ 支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネータ配置

食事やこども用品の提供



長期休暇中の食事・涼の集中支援



体験や多様な人との交流機会の提供



発見

連携



要保護児童対策地域協議会

市区町村



こども家庭センター

学校・教育委員会



市・町・区役所

都道府県



都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2/3 又は 1/2、都道府県・市町村：1/3 又は 1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は一般会計繰入が概ね特別区の一一般会計繰入の平均未満の市町村のみ
 財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】 最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,260千円 ウ：3,910千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：2,913千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算：2,592千円

〈安心こども基金を活用して実施〉

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤独・孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

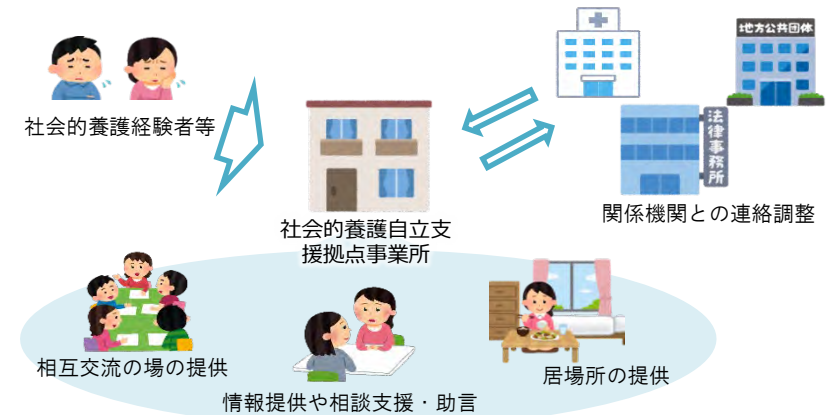
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

| 項目 | 数量 | 単価 | 加算内容 | 数量 | 単価 |
|----------------------|--------|----------|----------------------|--------|---------|
| ア 基本分 | 1か所当たり | 23,794千円 | 工 就労相談支援の回数に応じた加算 | | |
| ・ 支援コーディネーター 1人 | | | ・ 支援回数1201回～2400回の場合 | 1か所当たり | 2,494千円 |
| ・ 生活相談支援員 1人 | | | ・ 支援回数2401回以上の場合 | 1か所当たり | 4,988千円 |
| ・ 就労相談支援員 1人 | | | オ 心理療法担当職員加算 | | |
| ・ 相互交流費用 | | | ・ 職員を配置する場合 | 1か所当たり | 6,955千円 |
| ・ 関係機関連携費用 | | | ・ 上記以外の場合（嘱託契約等） | 1か所当たり | 887千円 |
| イ 生活相談支援員配置加算 | | | カ 法律相談対応準備加算 | 1か所当たり | 2,113千円 |
| ・ 職員を2人配置する場合 | 1か所当たり | 5,166千円 | キ 開設準備経費加算 | 1か所当たり | 4,000千円 |
| ウ 生活相談支援の回数に応じた加算 | | | ク 賃借料加算 | 1か所当たり | 3,000千円 |
| ・ 支援回数1201回～2400回の場合 | 1か所当たり | 2,494千円 | ケ 自立生活支援加算 | 1か所当たり | 2,599千円 |
| ・ 支援回数2401回以上の場合 | 1か所当たり | 4,988千円 | | | |

(※) 社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化及び自立支援の環境整備に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

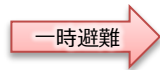
〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

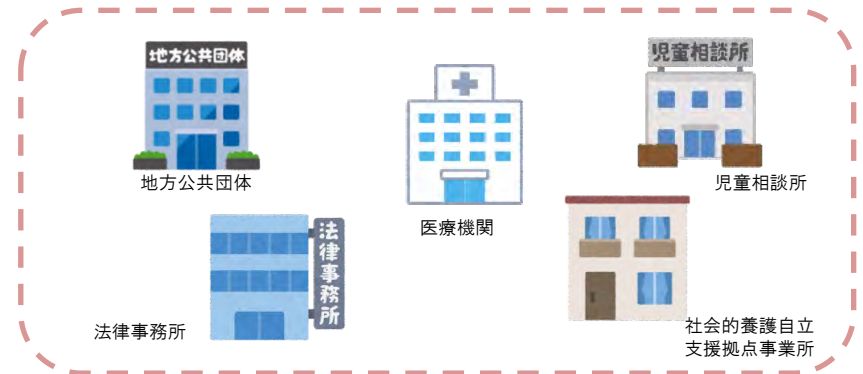
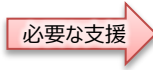
社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



社会的養護自立支援拠点事業所 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり 7,587千円

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和8年度予算案 0.2億円（0.2億円）

事業の目的

社会的養護経験者等やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。
また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

（1）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者等やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

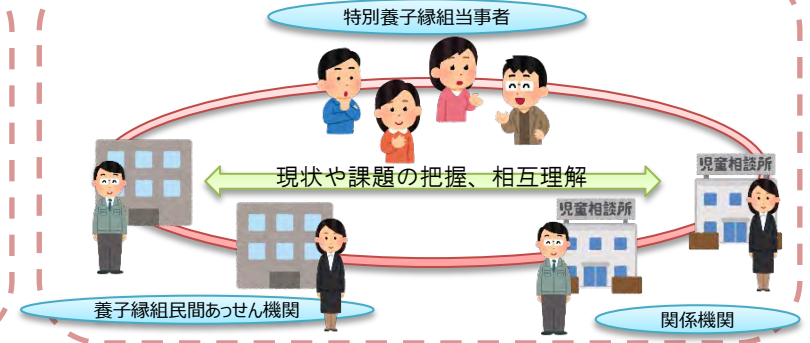
（2）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10／10相当）

【補助基準額】 22,717千円

<子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁) + 重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)>
令和8年度予算案 2,453億円の内数 (2,219億円の内数)

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等



実施主体等

【実施主体】 市町村(特別区を含む) 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な令和8年度補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,561千円(3日~4日型、職員3名配置の場合)
9,636千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
10,738千円(6日型、常勤職員を配置の場合)
11,850千円(7日型、常勤職員を配置の場合)
- ・ 連携型 3,449千円(5~7日型の場合)

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等) 3,782千円(一般型(5日型)で実施した場合)
- ・ 地域支援加算1,714千円
- ・ 特別支援対応加算1,184千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 464千円
- ・ 賃借料補助加算2,800千円

○開設準備経費

- (1) 改修費等 4,000千円
- (2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

【実施か所数の推移】 (単位:か所数)

| R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7,735 | 7,856 | 7,970 | 8,016 | 8,061 |

子どもの学習・生活支援事業

令和7年度予算：762億円の内数
令和8年度予算(案)：827億円の内数

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援の概要

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

| 学習面 | 生活面 | 親の養育 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・高校進学のための学習希望・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない | <ul style="list-style-type: none">・家庭に居場所がない・生活習慣や社会性が身についていない | <ul style="list-style-type: none">・子どもとの関わりが少ない・子育てへの時間的・精神的余裕がない |

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労（進路選択等）に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



期待される効果

- ・子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。（貧困の連鎖防止）

国の災害用備蓄食品の有効活用について

国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、各府省庁において申合せ。

申合せ内容

1. 入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等へ提供

(1) 各省庁等における売払手続の実績を勘案し、賞味期限までの期間が概ね2か月以内の食品については、売り払うことができないものとして、提供の対象とする。

(2) 賞味期限までの期間が概ね2か月超の食品については、適正な予定価格を設定し、オープンカウンター方式等により売払手続を行い、売り払うことができなかったものを提供の対象とする。

(3) 賞味期限が近づいている場合や、賞味期限を過ぎたものを提供しようとする場合には、例えば、安心して食べきる目安となる期限の情報提供を行うなど、円滑な提供に向けて配慮する。

2. 災害用備蓄食品の提供に関する情報については、各府省庁においてwebサイトに掲載のうえ、農林水産省においてポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表。

3. まずは中央府省庁（外局を含み、東京都に所在する官署に限る。）で実施することとし、これら以外の地方支分部局、施設等機関等の官署についても可能なところから対応するなど、順次取組を拡大。

申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後も必要に応じ見直し。

【申合せ参加府省庁】

内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

※フードバンク団体等には、フードバンク団体のほか、こども食堂など、生活困窮者等に対し食料・食事の提供を行う団体を含む。

政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

- 学校給食における **ごはん食の拡大を支援**するための政府備蓄米の**無償交付制度**の枠組みの下、こども食堂やこども宅食においても**食育の一環としてごはん食の推進を支援**。
- これらに加え、**新たにフードバンクも対象とし、その食育活動を支援**します。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) **ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組**

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの**食育の取組を行うこと**

(支援上限) 団体ごとに**一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)**

〔申請方法〕

○委託機関(※)へ**交付申請**

※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

・複数の提供団体(こども食堂等)を**中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能**です。
 なお、その場合でも提供団体に対して政府備蓄米が直接交付されます。

フードバンク(事業内容等)

〔フードバンク〕

(支援対象) **食育活動を支援するフードバンク**

(支援要件) ①**法人格を有していること**、②**団体として1年以上の活動実績があること**、③**「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること**、④**地方公共団体と連携した取組を行っていること**など

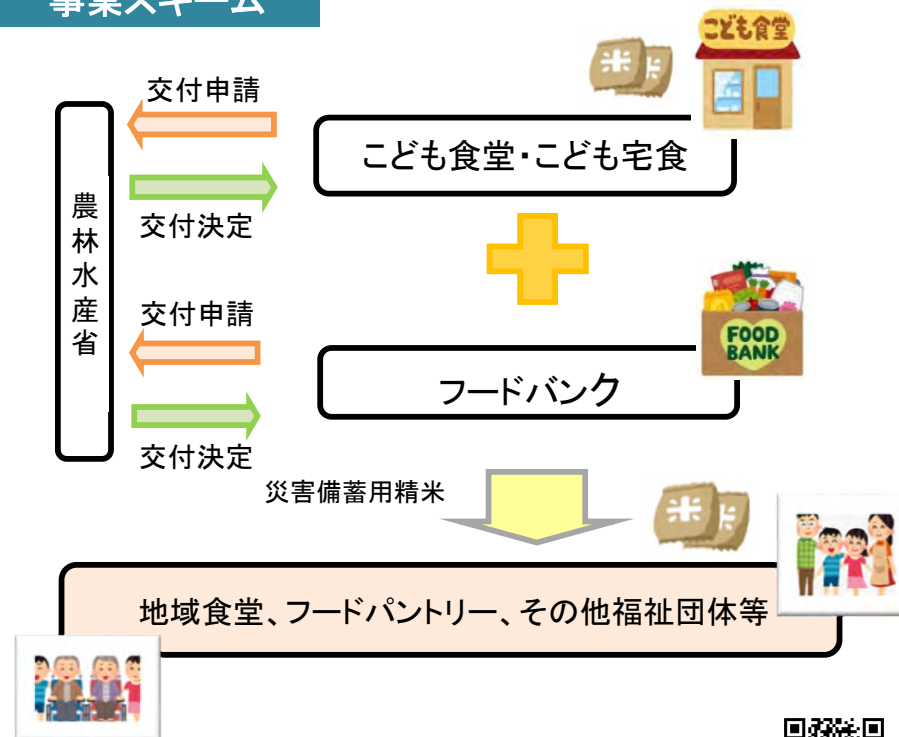
(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における**前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)**

〔申請方法〕

○委託機関(※)へ**交付申請**

※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



| 担当先 | 連絡先 | 担当先 | 連絡先 |
|---------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| 農産局穀物課 米麦流通加工対策室 | 03-3502-7950 | 東海農政局 生産振興課 | 052-223-4623 |
| 北海道農政事務所 業務管理課 | 011-330-8808 | 近畿農政局 生産振興課 | 075-414-9021 |
| 東北農政局 生産振興課 | 022-263-1111 | 中国四国農政局 生産振興課 | 086-224-9411 |
| 関東農政局 生産振興課 | 048-740-0403 | 九州農政局 生産振興課 | 096-300-6223 |
| 北陸農政局 生産振興課 | 076-232-4302 | 内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課 | 098-866-1653 |

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください

地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）

令和8年度予算概算決定額 1,896百万円（前年度 1,896百万円）の内数

<対策のポイント>

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、**農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進**や、**学校給食における地場産物等の活用促進**のほか、新たに、**総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出**の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動**を引き続き推進します。

<事業目標>

次期食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格を有する者を活用し、食育活動の促進につなげる取組を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

<事業イメージ>

【参考】目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

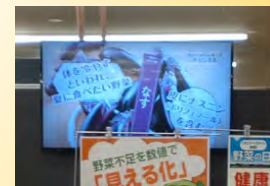
支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

生産者と消費者との
交流イベントの開催

学校給食における
地場産物等活用

産地情報等の効果的な
発信に向けた技術実装

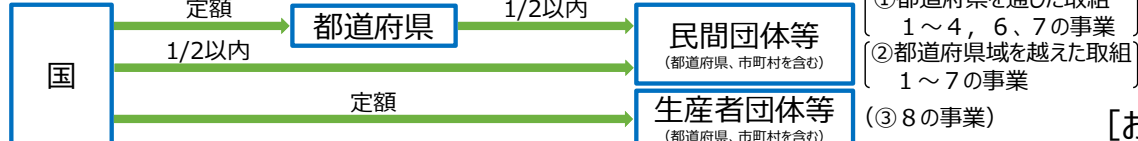


- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物等の活用促進 等

次期食育推進基本計画の目標の達成

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

<事業の流れ>



○ 食品アクセス確保対策事業

令和8年度予算概算決定額 15百万円 (前年度 124百万円)
〔令和7年度補正予算額 600百万円〕

- <対策のポイント>**
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。
- <事業目標>**
- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加 (80% [令和12年度まで])
 - フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加 (28,000t [令和12年度まで])

<事業の内容> **<事業イメージ>**

1. 食品アクセス確保対策事業 **15 (124) 百万円**
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実に向けた機能の強化を図ります。

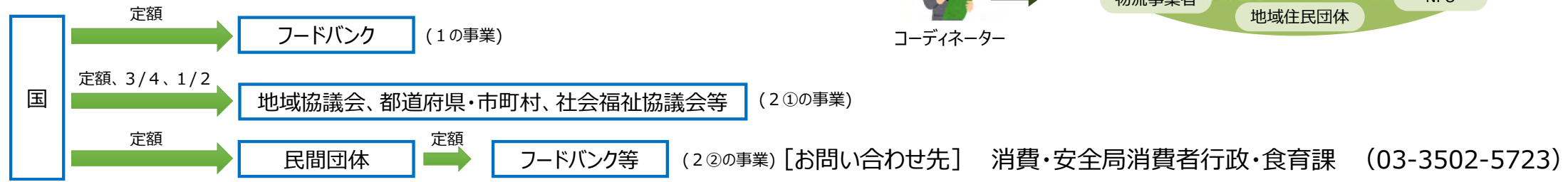
2. 食品アクセス確保緊急支援事業 **【令和7年度補正予算額】600百万円**
① 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- イ 関係者間の調整役 (コーディネーター) の配置
- ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- エ 課題解決に向けた計画の策定

② フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた機能強化支援
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。



<事業の流れ>



令和8年度当初予算案 1,807億円（1,800億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、切れ目のない在宅医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

(2) 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

+ 「社会保障の充実分」

財源構成

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)

(2) 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

| | (1) | (2) |
|-------|-------|--------|
| 国 | 25% | 38.5% |
| 都道府県 | 12.5% | 19.25% |
| 市町村 | 12.5% | 19.25% |
| 1号保険料 | 23% | 23% |
| 2号保険料 | 27% | - |

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化（家族介護者に係る地域課題への対応を含む）、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

- ・介護給付費等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業（家族介護者の働き方の希望等に配慮した相談窓口の設置、企業や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等を含む）等

認知症カフェ

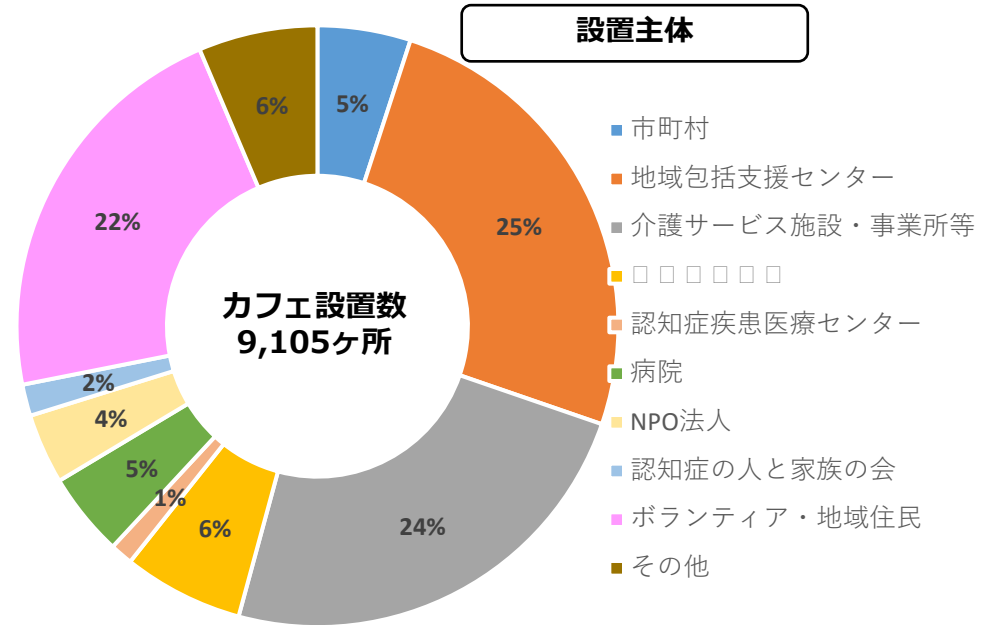
認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及する。

【実施状況】令和6（2024）年度実績調査

- ・ 47都道府県1,599市町村（91.8%）にて、9,105カフェが運営されている。
- ・ 設置主体としては、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。

【認知症カフェの概要】

- 1～2回／月程度の頻度で開催（2時間程度／回）
- 多くは、通所介護施設や公民館等を活用
- 活動内容は、特別なプログラムを用意せず、利用者が主体的に活動。講話や音楽イベントなどを開催している場合もある。
- 効果
 - ・ 認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
 - ・ 家族 → わかり合える人と出会う場所
 - ・ 専門職 → 人としてふれあえる場所（認知症の人の体調の把握が可能）
 - ・ 地域住民 → つながりの再構築の場所（住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場）



<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（構成員に市町村を含むこと）

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組**等を支援します。

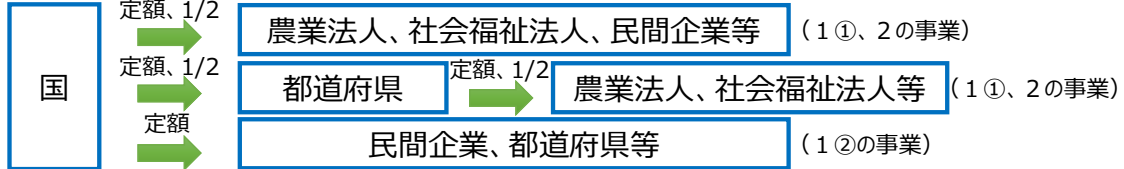
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設**、安全・衛生面に係る**附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修技術の習得



ユニバーサル農園の開設



地域協議会の設立及び体制整備

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発



専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」(日本版CCRC)の展開に向けた普及等事業費

(内閣官房地域未来戦略本部事務局)

令和8年度概算決定額 **0.19億円**
(新規)

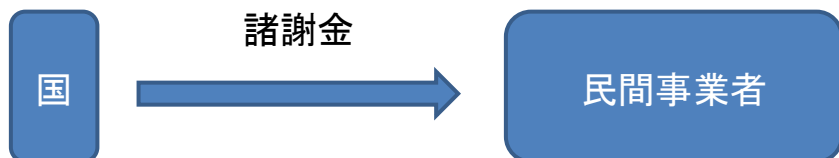
事業概要・目的

- 地方創生の基本構想では、「小規模であっても年齢や障害の有無を問わず様々な人々が集い、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる場（小規模・地域共生ホーム型CCRC）の整備を進める」こととされています。
- 具体的には、シェアハウスやグループホーム等の居住機能と地域交流の機能を備えた施設の整備を支援し、3年後に、全国で100か所小規模・地域共生ホーム型CCRCの展開を目指すことを当面の目標としています。
- このため、社会福祉法人、NPO法人など民間事業者を含む様々な主体によるCCRCの取組が普及するための方策を検討及び実施することを目的に普及等事業を行います。

事業イメージ・具体例

- 小規模・地域共生ホーム型CCRCについて、コンセプトや取組の進捗状況について見える化し、その普及を目指します。
- また、「ごちゃまぜ」のコミュニティを実現する施設等について調査を行い、「ごちゃまぜ」による実態を客観的に把握するとともに、その効果を分析し、横展開に向けて活用する等、先進的な事例の普及に向けた取組を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 全国の「ごちゃまぜ」のコミュニティを実現する先進的な施設等の取組の詳細なデータを収集及び当該データに基づき普及策を講じることで、当面の目標である3年後に、全国で100か所小規模・地域共生ホーム型CCRCの展開を目指します。

地域運営組織（RMO）の形成・運営

R8 予算額（案）：31 百万円
（R7 予算額：31 百万円）

※RMO：Region Management Organization

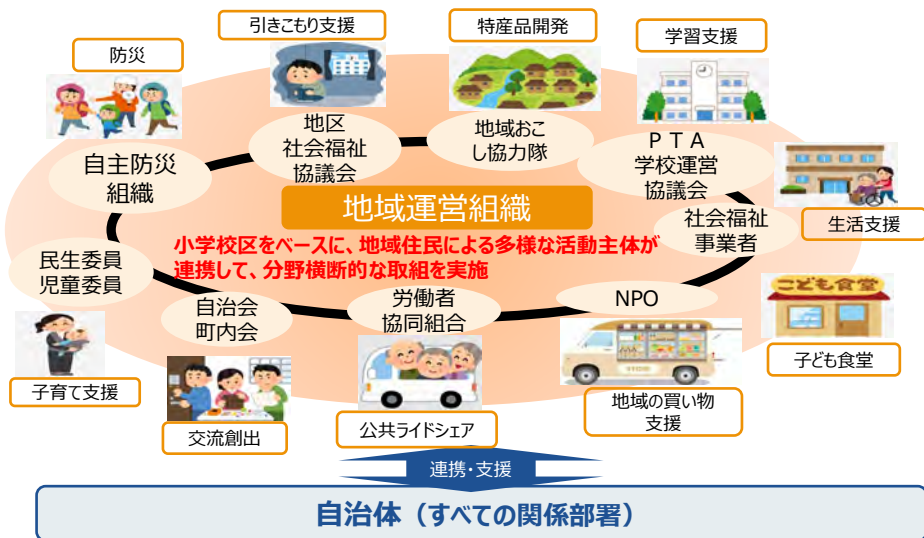
【定義】地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

- 高齢化による生活機能の低下や人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の主体がバラバラに取り組むのではなく、多様な主体が参画し分野横断的に活動する「地域運営組織（RMO）」の形成・持続的な運営が地域づくりのインフラとして重要
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、買い物支援、公共ライドシェアなど多様
- 全国には8,193組織、地域運営組織が形成されている市区町村数は893団体（令和6年度総務省調査）

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する取組の推進

- 地域運営組織に対して、地方公共団体がより効果的・効率的に支援できるよう小田切明治大学教授を座長とし調査研究を行うとともに、全国セミナーの開催等（※）により先進事例の全国展開を図ることで、全国における地域運営組織の更なる形成促進や持続的な運営に向けた取組みを後押し

※令和7年度は青森県、福島県、長野県、鹿児島県でハイブリット開催



地域運営組織の活動事例

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドと日用品店舗が閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となりガソリンスタンドと食料品店舗の複合施設の更新等を実施。
- 食料品店舗内には交流や談話できるサロンスペースがあり、地域住民が気軽に立ち寄れる拠点にもなっている。



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域おこし協力隊の推進に要する経費

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和6年度は7,910人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

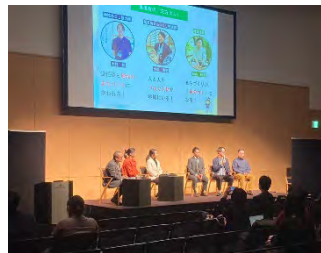
拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援

- 地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣することにより、伴走支援を行う。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。

- より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



- **拡充** 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
 - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
 - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
 - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
- 下記事業については、限度額を上乗せ
 - ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
 - ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

【参考】

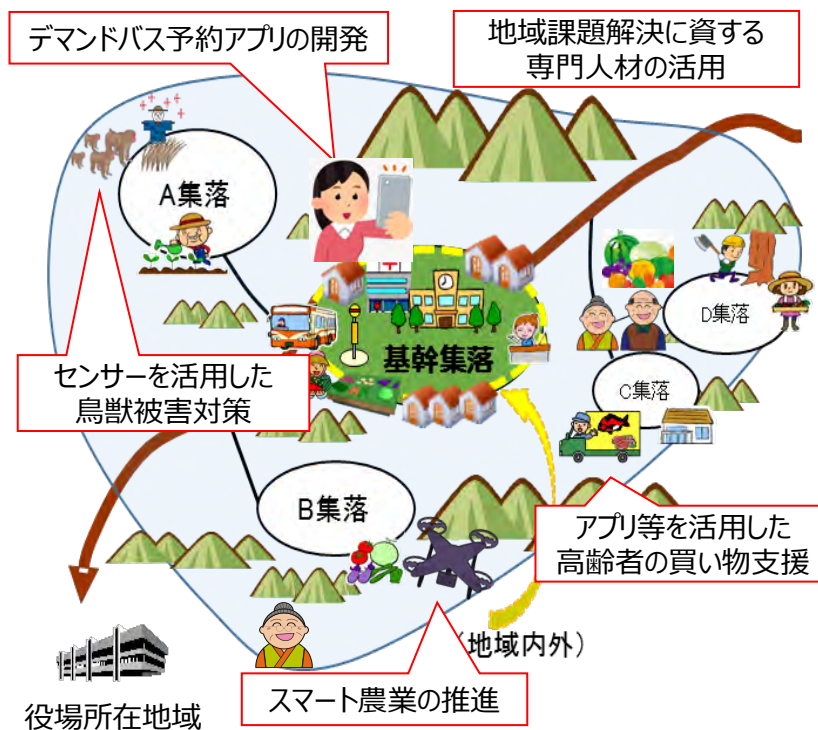
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

必須業務

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する

兼任 40万円 時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

原発避難者特例法の概要

＜平成23年8月12日公布・施行＞

(※東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

- ① 市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供
- ② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

市町村の指定(総務大臣の告示)

- ・ 警戒区域等を含む市町村を総務大臣が指定(※)

【指定市町村】

双葉郡8町村(広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村)、いわき市、田村市、南相馬市、飯館村、川俣町

総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

【特例事務】

医療・福祉及び教育(11法律)に関する事務を告示

指定市町村への避難住民の情報の届出及び避難先団体への通知

- ・ 避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出
- ・ 避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知

避難先団体が事務処理を実施

- ・ 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- ・ 国は必要な財政上の措置を講ずる

※指定及び解除する際には、指定市町村・指定都道府県の意見を聴き、尊重しなければならない。

2 住所移転者に係る措置

- 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者(指定市町村以外の市町村に転出した者)のうち申出をしたものに対し、
 - ・ 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する
 - ・ 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める
- 国は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする 等

コミュニティ形成支援事業

【被災者支援総合交付金】

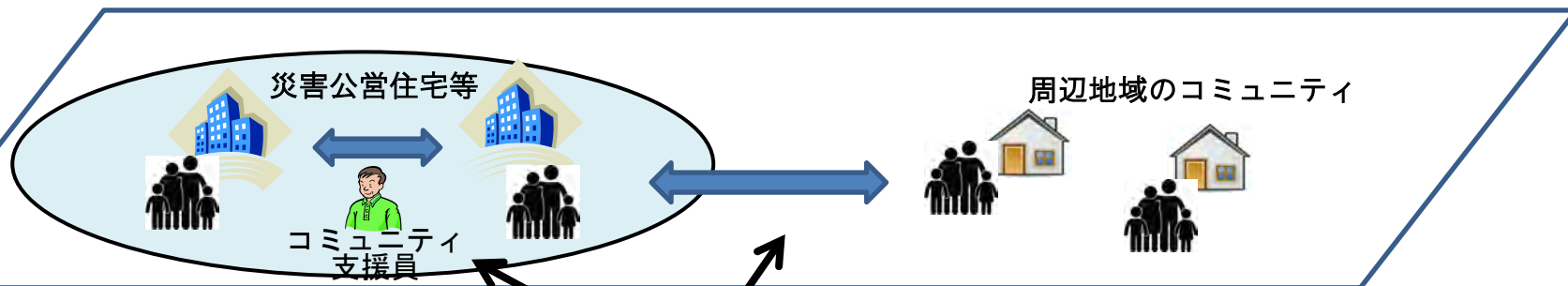
趣 旨

○被災地では、災害公営住宅への移転が進捗する中で、移転後の住民同士の新たなコミュニティづくりや、災害公営住宅へ移転した被災者の方々と、住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合が課題となっており、これらを支援する取組の充実が必要。

事業の概要

- ①災害公営住宅等で、自治体、自治会等の地域コミュニティ組織や、NPO等支援団体が取り組むコミュニティ形成の活動を支援。
- ②災害公営住宅等で、住宅内のコミュニティ形成や、住民と既存の地域コミュニティとの融合を支援する人材(コミュニティ支援員)を配置。

災害公営住宅等



交流等支援（自治体、自治会等、NPO等支援団体）

「心の復興」事業

【被災者支援総合交付金】

趣 旨

- 閉じこもりがちな被災高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体(NPO)等と連携し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出。

事業の概要

1. 農水産業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
- ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。



2. まちづくり、世代間交流

- ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。



3. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。



4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化

- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災者自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。



5. 避難者のつながりの維持

- ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
- ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。

誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業

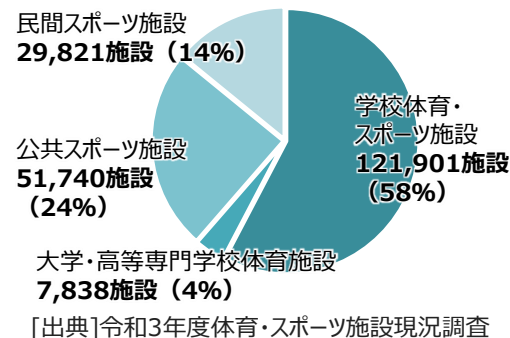
令和8年度予算額（案） 45,100千円
（前年度予算額 29,100千円）



現状・課題

地域の施設の老朽化、財政の制約、人口減・少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に応じ、スポーツ施設の計画的なストックマネジメントの下で、地域において誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実が、なお一層求められている。

持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保、充実していくため、公立スポーツ施設だけでなく、学校体育施設・民間スポーツ施設など**既存ストックをフル活用**するとともに、誰もがアクセスでき、地域でより活用される、**誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりについてのソフト面での事業を総合的に実施・推進**する。



事業内容

事業実施期間

令和元年度～

① 学校体育施設等の利活用に関する調査研究【新規】

令和7年3月に「**公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）**」を**発出**。学校施設を目的外使用することができる旨、明確化。

学校体育施設等について、児童生徒の活用のみならず、学校教育上支障のない限りにおいて、**地域住民の運動・スポーツ活動の場としての活用の推進を図る**必要がある。

学校体育施設等の開放を通じて得られるメリットや開放に当たっての効率的な運営方法（地域との連携、得られた収益の充当により維持管理費の低減に寄与した事例、学校現場の負担軽減策等）や、**昨今の気候変動への対応策等を調査し、得られた知見を全国の自治体や学校関係者等に展開することで、取組の促進につなげる。**

20百万円
国→民間団体

② 地域スポーツの場づくり普及啓発事業

社会体育施設等を地域スポーツの活動拠点とする取組を検討する自治体等に対し、専門家（コンサルタント）の派遣・視察等を通して、取組に対する**アドバイスや検討等を行う伴走支援を引き続き実施**するとともに、**説明会やオンラインセミナーを開催し、得られた知見を、地方公共団体や民間事業者等に周知**する。

また、まち全体がスポーツに親しめる場となり、どこでもスポーツに親しむことができる空間を実現するため、**学生からアイデアやデザインを募集し、優れた作品を表彰する「スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティション」を開催**する。



学生コンペをきっかけに、大学と自治体が協働でスポーツイベントを開催した事例



学生コンペ当日の様子

25百万円
国→民間団体

背景・課題及び事業目的

子供から高齢者まで多様な地域住民がスポーツに親しみ、ウェルビーイングの実現につなげるためには、地域全体でスポーツを「する」「みる」「ささえる」「あつまり、ともに、つながる」活動の活性化が必要。また、学校における部活動改革は、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ資源を最大限活用して取り組むことが必要。

これらを踏まえ、地域の課題・ニーズに応じた運動・スポーツの機会を地域住民に提供できるよう、地域スポーツ環境の基盤強化に対する支援を行う。

事業内容

●地域のスポーツ環境整備を推進するための中央協議会の設置等

地域のスポーツ環境整備を推進する場として、日本スポーツ協会を中心に、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の地域スポーツ関係者、競技団体、有識者等で構成する中央協議会を設置する。

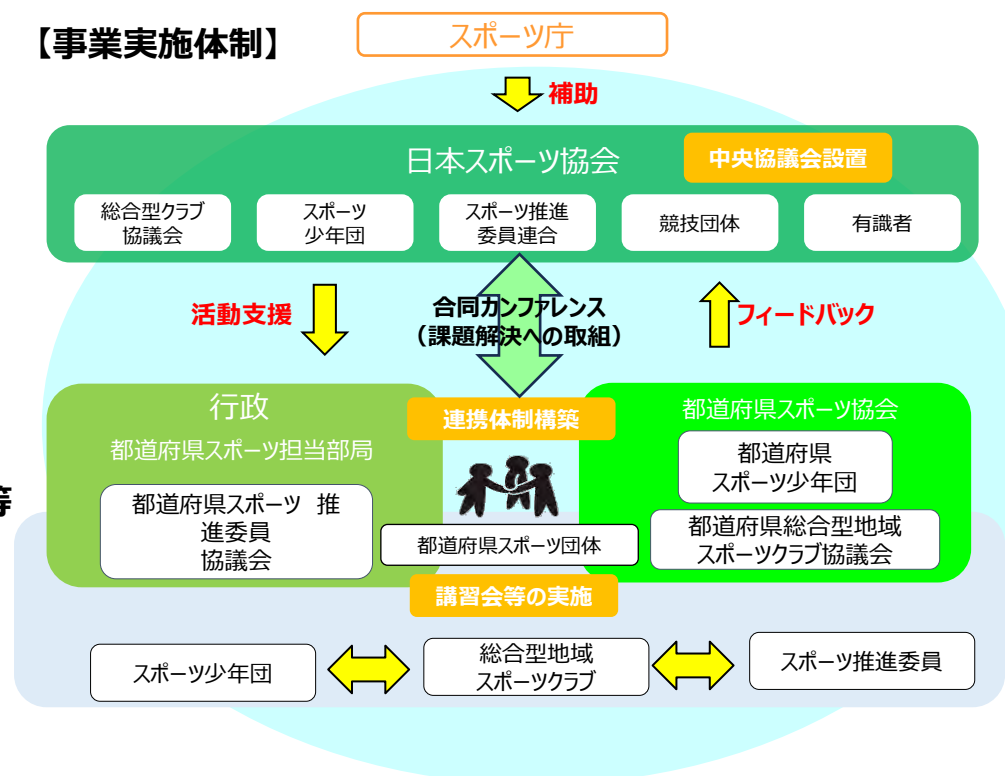
「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の認証基準や地域スポーツの中に部活動を取り込み最適な環境を構築する方策等を検討し、地域と連携した取組を進める。また、社会課題や地域課題の解決に向けた取組を協議・検討する合同カンファレンスを開催する。

●地域のスポーツ環境整備に向けた取組を加速させる連絡会議の設置等

各地域の課題解決に向けた連携体制を構築するため、地域のスポーツ協会、地方公共団体、競技団体等で構成する連絡会議を設置。

中央協議会で検討された「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」や地域スポーツの中に部活動を取り込み最適な環境を構築する方策等に係る取組を加速させる。

【事業実施体制】



アウトカム

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度等を通じ、身近で、安心安全かつ効果的にスポーツを楽しむことができる環境が創出される。

インパクト (国民・社会への影響)

地域住民がスポーツに親しむ機会が充実し、スポーツ参画人口が拡大することで、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができる。

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案） 57億円
 （前年度予算額 37億円）
 令和7年度補正予算額 82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進 ※★印は令和7年度補正予算に計上

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援 ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
 - ③ 推進体制の整備等★
- 〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕 〔参加費・保険料〕 〔コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等〕

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

（2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。〈定額補助：国10/10〉

〈主な重点課題〉

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保 ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保 等



（3）中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

〔17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）〕 〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）〉

（4）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

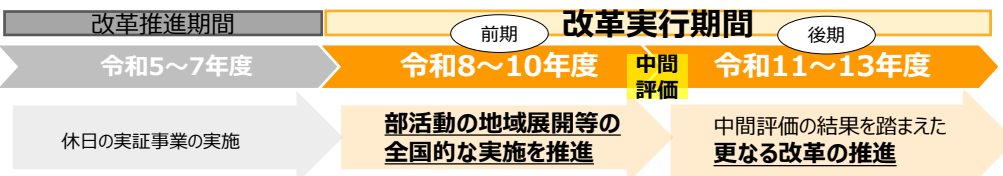
委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施 ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等



※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）**
 第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
 附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】
 地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を力添える。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
 *2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

現状・課題 **事業実施期間** **令和2年度～**

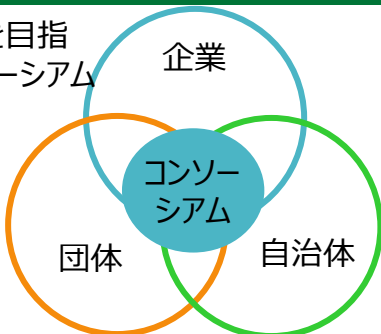
- **20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率**は近年52%を推移中で、特に働き世代が低い傾向にある。
- 働き世代のスポーツ人口の拡大に取り組むため、企業・自治体・団体等が連携したコンソーシアムを実施している。
- その一環として、従業員や大学生の健康増進に取り組む企業や大学等を応援する「スポーツエールカンパニー」認定制度を実施し、働き世代がスポーツに取り組みやすい環境づくりを目指している。

Sport in Lifeコンソーシアム 67百万円（88百万円）

一人でも多くの方が、日常生活にスポーツを取り入れることを目指したプロジェクトであり、企業・自治体・団体等からなるコンソーシアムの加盟団体をさらに拡大させる必要がある。

コンソーシアムに加盟すると以下の利点がある。


- 加盟団体同士の連携強化（取組のPRの場の提供、交流会の開催など）
- スポーツエールカンパニーの認定・公表
- スポーツ実施率をあげる優れた取組を表彰



スポーツ実施状況等に関する世論調査 10百万円（10百万円）

国民のスポーツ実施状況を把握するとともに、実施に当たっての課題について分析し、スポーツ推進の政策に生かすため、20歳以上の成人を対象に、スポーツ実施率を含む実態調査を毎年実施している。

令和8年度は第3期基本計画の各種施策の取組結果と今後の方針検討に向けた現状を把握する。

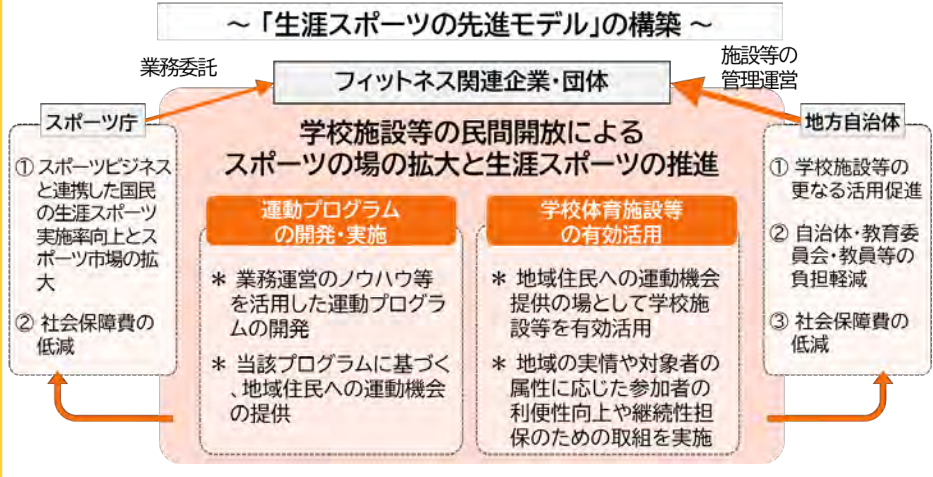


対象：民間団体に委託

学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための先進モデル構築事業 <新規>【120百万円】

民間事業者等のノウハウを活用し、自治体と連携しつつ、学校体育施設等の既存スポーツ施設を有効活用しながら、生涯を通じて運動・スポーツの継続を可能とするモデルを開発する。

対象：民間団体に委託



～「生涯スポーツの先進モデル」の構築～

業務委託 フィットネス関連企業・団体 施設等の管理運営

スポーツ庁 学校施設等の民間開放によるスポーツの場の拡大と生涯スポーツの推進 地方自治体

① スポーツビジネスと連携した国民の生涯スポーツ実施率向上とスポーツ市場の拡大
② 社会保障費の低減

① 学校施設等の更なる活用促進
② 自治体・教育委員会・教員等の負担軽減
③ 社会保障費の低減

運動プログラムの開発・実施

- * 業務運営のノウハウ等を活用した運動プログラムの開発
- * 当該プログラムに基づく、地域住民への運動機会の提供

学校体育施設等の有効活用

- * 地域住民への運動機会提供の場として学校施設等を有効活用
- * 地域の実情や対象者の属性に応じた参加者の利便性向上や継続性担保のための取組を実施

ここスポ 21百万円（21百万円）

国民がスポーツを実施する際に必要な情報を容易に入手できるポータルサイトの運営を実施

対象：民間団体に委託

先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究事業（ライフパフォーマンス分野） 48百万円（70百万円）

急速に進化しているAIなどの先端技術も活用し、個人の心身の状態や環境等に応じたコンディショニング方法を提供する実証研究を実施（3年計画の3年目）

運動・スポーツ習慣化促進事業

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

178百万円
196百万円



現状・課題

運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツを日常的に実施するためには、**地域の体制整備が必要**である。また、地域には運動・スポーツの無関心層が一定割合存在している状況にあり、効果的に取り込む必要がある。さらに、多くの地方公共団体がこのような取組を行えるよう、本事業の**取組事例を積極的に共有することが必要**である。

事業内容

多くの住民が安全かつ効果的に**運動・スポーツを習慣的に実施するため**、地域の実情に応じて**地方公共団体が行うスポーツを通じた健康増進に資する取組を複数年度にわたって支援**することにより、地域における**スポーツ実施率の向上**を目指すとともに、事業期間終了後の取組の継続を促す。

| | | | |
|--------|----------|------|------|
| 交付先 | 都道府県、市町村 | 補助率 | 定額 |
| 事業実施期間 | 平成27年度～ | 補助期間 | 3年程度 |

体制整備の取組【必須事項】

行政（スポーツ主管課・障害者スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課、企画・総務・財務等部局横断的部署等）や**関係団体**（大学、医療機関、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる**連携・協働体制の整備**を行う。

スポーツ主管課
又は
障害者スポーツ
主管課

医療機関・医師会

大学
総合型地域
スポーツクラブ

民間
事業者
健康関連
団体

など



習慣化させるための取組【必須事項】

女性のライフサイクルにおける課題の解決を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

※上記は令和8年度の新規事業のみ。令和7年度に採択された自治体については、従来の取組事項による。

上記の取組を実施する際に、以下のテーマを含めて実施することも可能。

- 働く世代**が抱える課題の解決を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- 医療と連携**した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- 地域住民の**ライフパフォーマンスの向上**に向けた目的を持った運動・スポーツを推進する取組
- 要介護状態からの改善者を含めた、**介護予防**を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

追加実施事項【選択事項】

選択必須事項に加えて実施することが可能。
（①と②を同時に実施することも可能。）

① **運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用**

地域の医療関係者等の協力の下、住民の健康状態に応じたスポーツ実施場所等の情報を見える化したマップを作成・活用

② **運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価**

運動・スポーツの実施が社会保障費（医療費・介護給付費）に及ぼす効果を評価し、エビデンスに基づくスポーツを通じた健康づくりを推進

パラスポーツ推進プロジェクト

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

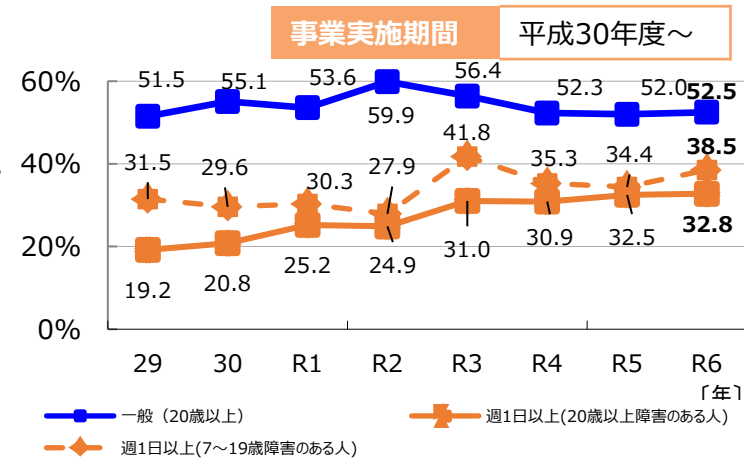
237百万円
230百万円



現状・課題

- 東京2020パラリンピック競技大会や東京2025デフリンピックは、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、**2026年アジアパラ大会、ワールドマスターズゲーム2027関西等が控えている好機を生かすべく**、取組を加速する必要がある。
- 第3期スポーツ基本計画、障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書、障害者スポーツ振興WGのとりまとめを踏まえ、

- ① **障害のある人ない人がとにもするスポーツ環境づくり、**
- ② **障害のある人のスポーツに向けた障壁解消、**
- ③ **パラスポーツ団体の基盤強化に向けた他団体・民間企業との連携促進や、地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携体制の整備促進、**
- ④ **無関心層対策として、地域における障害のある子ども・若者のスポーツ活動環境の充実** に取り組む。



「スポーツの実施状況等に関する世論調査」及び「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（平成29年度～令和6年度）

事業内容

- **コンソーシアム・認定制度の運営、パラスポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出等事業**

148百万円（141百万円）

①パラスポーツ団体の組織強化に向けて、パラスポーツ団体と民間企業や地方公共団体等から構成されるコンソーシアム・パラスポーツ団体との連携した取組を行う企業の認定制度の運営、意見交換会の企画・運営、パラスポーツに関する情報収集・発信に取り組むとともに、②パラスポーツ団体の基盤強化のため、人材を活用し、かつ、企業連携を行う方法である企業からの出向を促進させるべく、効果的な仕組み等について調査研究や、③パラスポーツ団体と民間企業等の連携したモデル事業を実施する。

- ・コンソーシアム・認定制度の運営等
- ・パラスポーツ団体に対する企業からの出向促進に関する調査研究

【モデル事業メニュー】

- ・企業と競技団体によるパラスポーツ大会や特別支援学校等が参加する全国大会の整備
- ・デジタル技術を活用したパラスポーツ実施環境の整備
- ・オープンスペースを活用したインクルーシブなスポーツの実施環境の整備
- ・地域の課題に対応した障害のある人に対するスポーツの振興、実施環境の整備

対応課題 ① ② ③ ④

委託先 地方公共団体または法人格を有する団体

- **地域における障害のある子ども・若者の運動・スポーツ活動環境の整備**

39百万円（40百万円）

障害のある子ども・若者が運動・スポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するため、特別支援学校等を拠点とするクラブチームや総合型地域スポーツクラブ、社会福祉施設、放課後等デイサービス等にスポーツ活動ができる環境を整備する。

対応課題 ④

委託先 地方公共団体または学校法人等

- **スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究事業**

38百万円（38百万円）

- ・障害のある人のスポーツ実施状況、阻害要因等の把握分析
- ・パラスポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成等
- ・障害のある人への指導に係るスポーツ指導者の資質向上研修の実施（新規）

対応課題 ② ③

委託先 法人格を有する団体

- **eパラスポーツ等、重度障害のある人等のスポーツ実施環境整備に係る普及事業**

11百万円（11百万円）

情報通信技術を活用し、重度障害のある人等が日常生活空間で手軽にスポーツができるよう、実施環境の普及を進める。

対応課題 ②

委託先 法人格を有する団体

担当：スポーツ庁健康スポーツ課

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

令和8年度予算案：827億円の内数

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援・情報発信等、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

- ①地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②住民主体の活動支援・情報発信等
- ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【実施主体】

市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可)

【負担割合】

- ①～④：国1/2、実施主体1/2
- ⑤：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する

【事業イメージ】

ニーズの把握

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握

→「困りごと」を抱える方の早期発見や地域のニーズの把握を行う。



早期発見・把握

2. 住民主体の活動支援・情報発信等

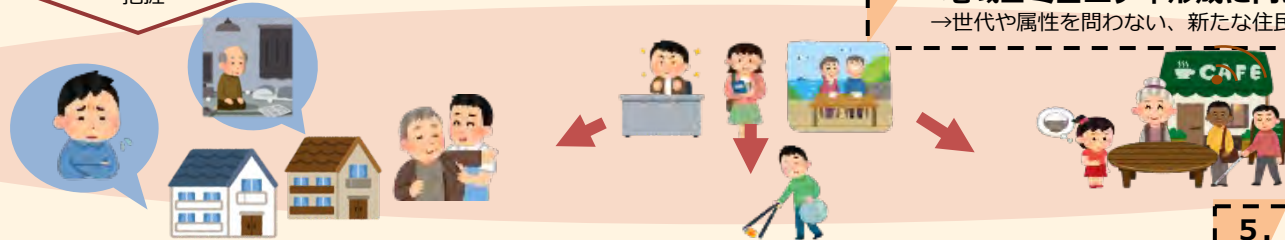
→学生や定年退職後の方など地域の住民が主体的に活動しやすい環境を整える。



住民活動の活性化

3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」

→世代や属性を問わない、新たな住民同士の関わりを促す



多様な社会資源の連携

4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開

→多様な社会資源が、地域における課題や学び、地域の資源などを共有し、新たな気付きを得て地域に還元する



5. 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

→地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業を実施する

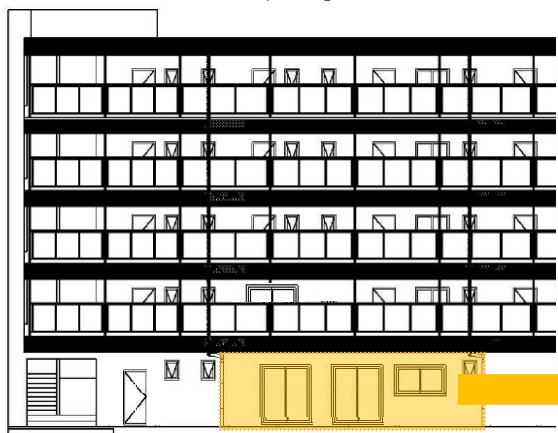
公営住宅等における交流スペースの設置支援

| |
|--------------------------------|
| 令和8年度当初予算案 |
| : 社会資本整備総合交付金 4,596.93億円の内数 |
| : 防災・安全交付金 8,529.18億円の内数 |
| : 地域居住機能再生推進事業 357.67億円の内数 |
| : スマートウェルネス住宅等推進事業 160.87億円の内数 |
| 令和7年度補正予算 |
| : 社会資本整備総合交付金 510.41億円の内数 |
| : 防災・安全交付金 3,849.35億円の内数 |
| : 地域居住機能再生推進事業 8.98億円の内数 |

交流スペースの設置支援

孤独・孤立対策として、公営住宅、セーフティネット登録住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備費用を支援

<公営住宅>



公営住宅の建替えにあわせて設置したり、一部を改修して導入

<交流スペース>



<セーフティネット登録住宅> <サービス付き高齢者向け住宅>



セーフティネット登録住宅の一室やサービス付き高齢者向け住宅の一部を改修して導入

地域住民を含め、孤独や孤立を抱えやすい単身高齢者やひとり親世帯等が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場として活用

重層的支援体制整備事業交付金

令和8年度予算案：844億円（718億円） ※（項）生活保護等対策費、（項）高齢者日常生活支援等推進費、（項）障害保健福祉費の総額
 ※（）内は前年度当初予算額 ※ 令和7年度補正予算額：65.7億円

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

| | | | |
|----|---------------|-----|----------|
| 介護 | 地域包括支援センターの運営 | 子ども | 利用者支援事業 |
| 障害 | 障害者相談支援事業 | 困窮 | 自立相談支援事業 |

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

| | | | |
|----|----------------------|-----|---------------------|
| 介護 | 一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業 | 子ども | 地域子育て支援拠点事業 |
| 障害 | 地域活動支援センター事業 | 困窮 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 |

多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 ・ 事業開始から5年経過した市町村等は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。
 ・ この他、取組に応じた評価を行う観点で本体額を定めた上で、取組に応じて加算する仕組みに変更。

実施市町村数

7年度：471、8年度：586（予定）

ひきこもり支援施策の全体像

令和7年度予算：762億円の内数、令和8年度予算案：827億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和7年度：340市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和7年度：47市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和7年度：129市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和7年度：164市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）
1,560/1,741自治体
(89.6%)

（市町村プラットフォームの設置自治体数）
1,354/1,741自治体
(77.8%)

※令和6年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援
市町村訪問支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置

等

②支援の質の向上
③支援者のケア

①社会全体の気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

ストーカー・DV事案等の被害者等の一時避難に係る経費

ストーカー・DV事案等への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要があるところ、この種事案の被害者等は、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難を躊躇する例が見られる。そこで、この種事案の被害者等の安全を確保し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を予算措置している。

対象者

ストーカー・DV事案等に関し、被害者等に対する危険性・切迫性が高いと判断される場合において、被害者と加害者の関係性、被害者等の置かれた状況等から、関係機関の施設や親族類・知人宅等への避難が適さないと認められる被害者等（安全確保のために避難を要すると認められる被害者の密接関係者を含む。）

宿泊施設

被害者等の置かれている状況や言動、地域の実情等を勘案の上、ホテルのほか、ウィークリーマンション、公営住宅、公的・民間施設等を含む。

被災者見守り・相談支援等事業

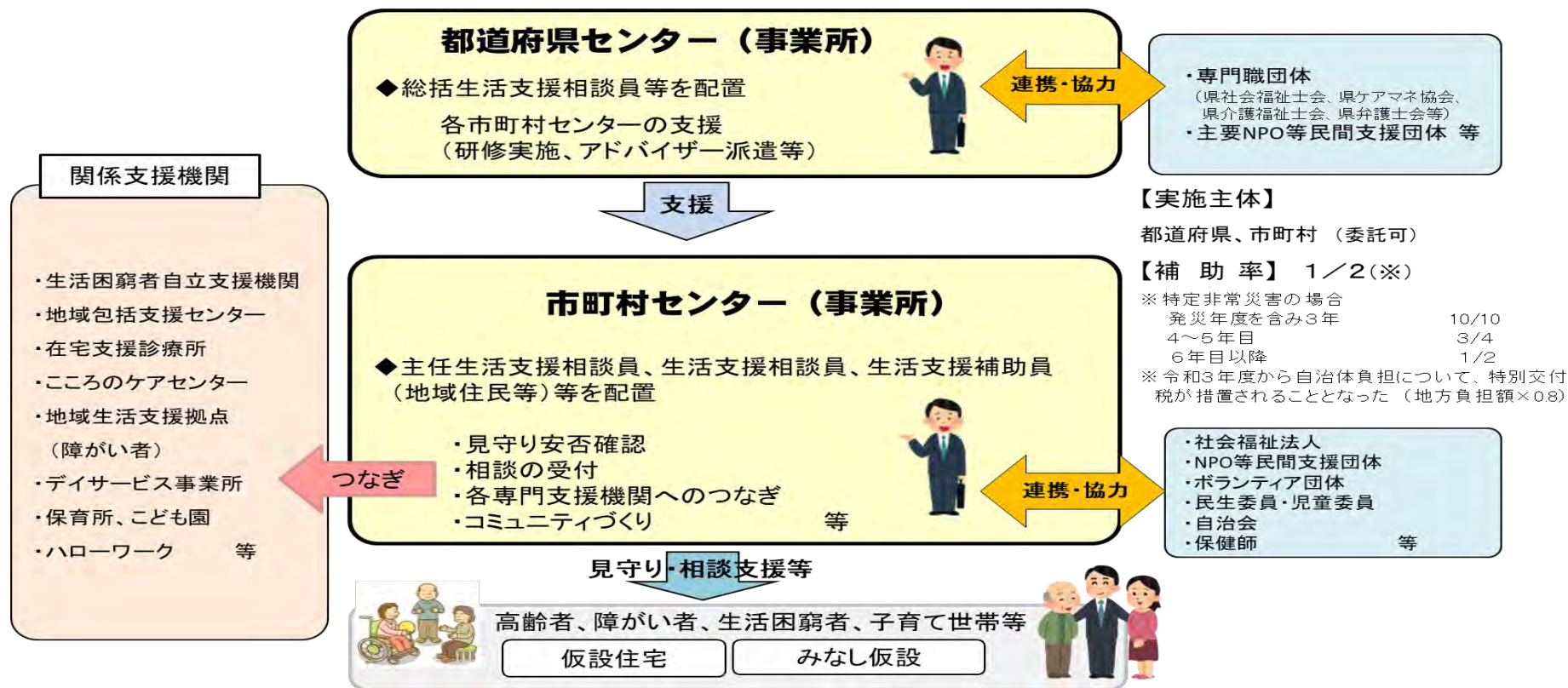
令和8年度予算案：827億円の内数

1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

(令和7年度時点で事業を実施している災害: 令和2年7月豪雨、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨、令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨、令和7年岩手県大船渡市における大規模火災、令和7年8月6日からの大雨、令和7年台風第15号)

2 事業の概要・スキーム



非行少年を生まない社会づくり

「犯罪の起きにくい社会づくり」と「少年の健全育成」

令和8年度予算案
34,799千円

犯罪の起きにくい社会づくり

- 平成14年の最悪期以降の犯罪抑止対策の結果、刑法犯認知件数は大きく減少したが、治安の改善はいまだ道半ば
- 真に犯罪の起きにくい社会の実現に向け、社会の規範意識の向上と絆の強化が不可欠
- 中でも、社会的に孤立して自らの居場所を見出せない人々を支援するための取組が絆を強化し、将来に向けた犯罪抑止の基盤を形成

非行少年を生まない社会づくり

【令和6年中における概況】

- ・ 少年による社会の耳目を集める凶悪事件が後を絶たない
- ・ 大麻事犯の検挙人員は過去最多の令和5年からやや減少も依然として高水準
- ・ 特殊詐欺に関与する少年の検挙人員は高水準で推移、受け子の5人に1人が少年
- ・ 刑法犯少年の再犯者率は依然として3割超

「第二次再犯防止推進計画」の閣議決定 (令和5年3月17日)

- ・ 非行少年に対する立ち直り支援等に関する施策

少年は次代を担う存在

「少年の健全育成」を通じた将来にわたる治安基盤づくり

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

- **支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援**
- ・ 継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談への助言等を実施
- ・ 大学生ボランティアを始め、少年警察ボランティア等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施

少年を見守る社会気運の向上

- **少年を取り巻く地域社会の絆の強化と少年の規範意識の向上**
 - ・ 自治体、企業、各種地域の保護者会等に対する幅広い情報発信
 - ・ 少年警察ボランティア等の協力を得た、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じた大人と触れ合う機会の確保
- **万引き等の初発型非行を防止するための官民連携した対策**
- **非行防止教室の開催**

更生保護就労支援事業

【R8予算(案)額
6,420,035千円の内数】

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業

更生保護就労支援
事業所



- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和8年度は**全国29庁**で実施

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 対人関係の向上
- 職務内容の設定
- 良好な勤務態度の醸成など
- 適切な指導方法など

訪問支援事業について

【R8予算(案)額
6,420,035千円の内数】

背景・導入の経緯

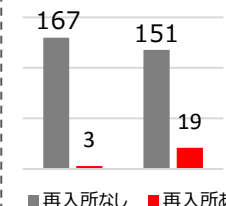
- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効果

訪問支援群 対照群



結果

訪問支援群 **1.8%**

⇔ 対照群 11.2%

訪問支援群の方が
有意に再入所が少ない

訪問支援は
再犯防止に効果あり

対象

令和6年4月から令和7年3月までの間に
訪問支援を実施した170人（全19施設）

方法

- 訪問支援を実施した者（訪問支援群）
- 訪問支援を実施しなかった者（対照群）

について、令和7年3月末までに退所後の犯罪により
受刑のため**刑事施設に再入所した者の割合**を比較

概要

実施施設

令和7年度は**全国19施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置
(令和8年度は20施設に拡充予定)

[函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島]

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者
であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の
方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**などにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



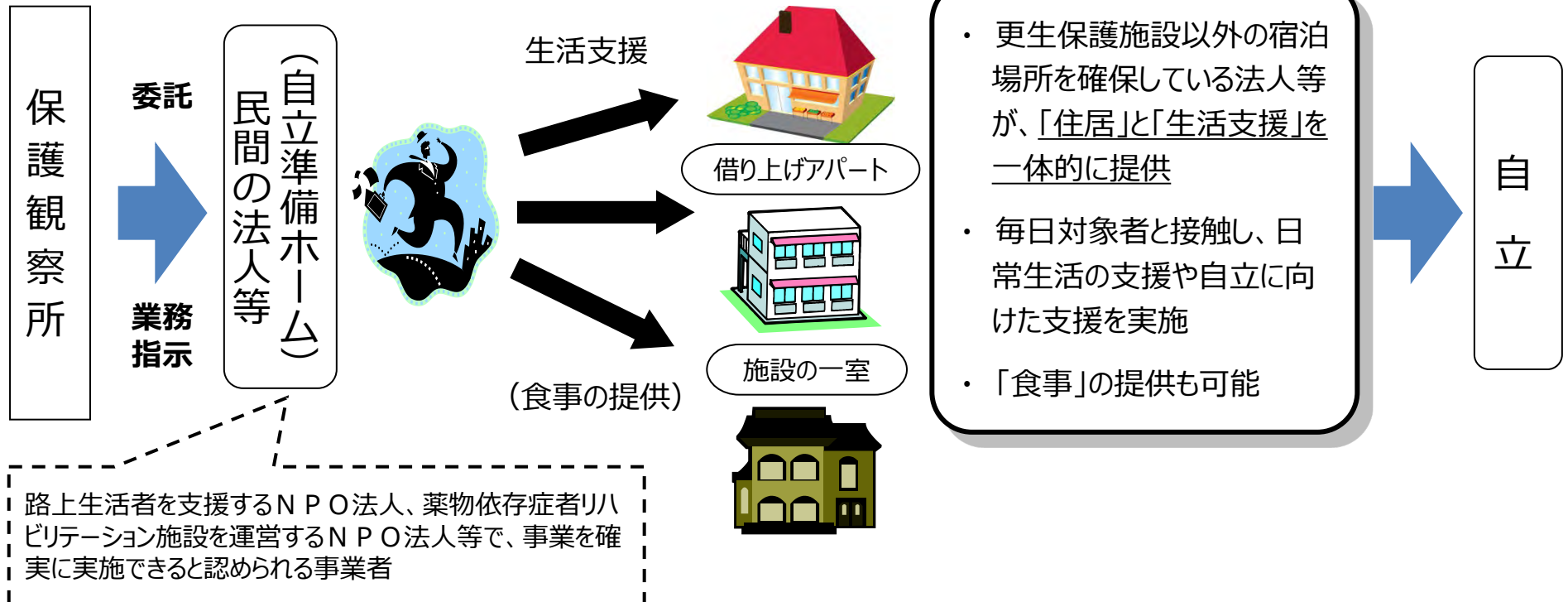
更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



更生保護地域寄り添い支援事業

【R8予算(案)額
6,420,035千円の内数】

(旧・更生保護地域連携拠点事業)

- 地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等に対する“息の長い”支援を確保するため、地域の関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に保護観察所から委託 (旭川・さいたま・福井・福岡)
- 民間事業者が寄り添い支援員を配置し、犯罪をした者等と支援者の双方に寄り添った支援を実施

事業内容・フロー

地域支援体制の整備

- ・地域支援体制の調査
- ・既存の地域支援ネットワーク等への参画に向けた働き掛け
- ・更生保護関係団体の支援活動等の整理・検討

支援者等への支援

- ・地域支援者との情報共有・意見交換等
- ・支援者向け研修・事例検討会等
- ・地域の支援者と連携した居場所作り等



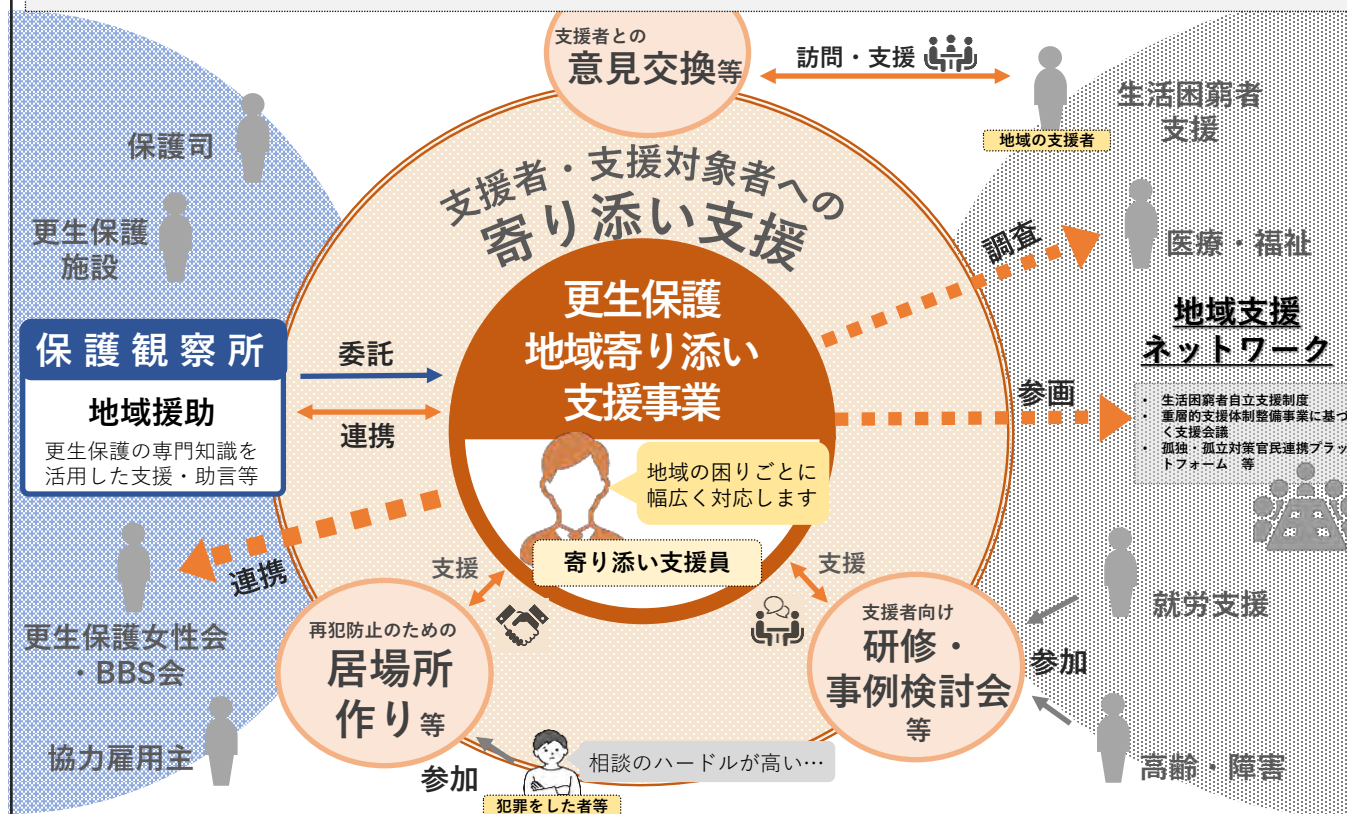
積極的に地域にアウトリーチし、支援を必要とする支援者・支援対象者の把握に努めます

支援者・支援対象者への寄り添い支援

- 🗨️ 情報提供・助言等
- 👥 支援活動への同行・同席等
- 🔗 関係機関等へのつなぎ

目的・スキーム

犯罪をした者等の安定した地域生活を図ることによって、再犯等を防止し、安心・安全な社会の実現に寄与



効果的な保護観察処遇

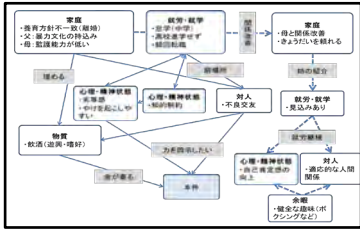
保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R8予算(案)額 138,179千円の内数】
 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【R7補正予算額 730,964千円の内数】
 【R8予算(案)額 6,558,214千円の内数】

CFPによるアセスメント(R3.1～)

保護観察用アセスメントツール・CFP(Case Formulation in Probation/Parole)の開発・運用

- 【特徴】
- 再犯リスクを科学的に評価
 - 再犯に結びつく要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
 - 犯罪に至るプロセスを分析

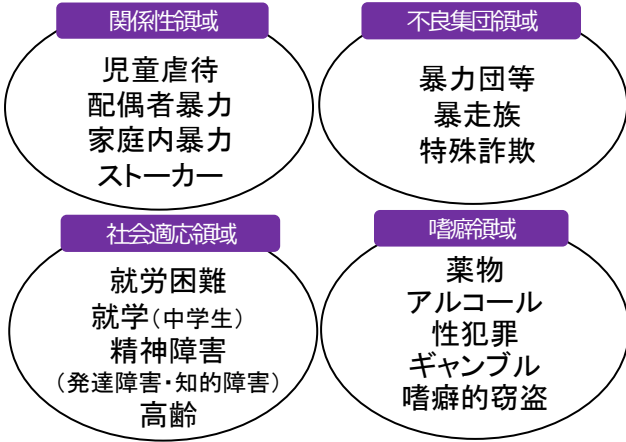
CFPによる分析の例



再犯リスクに応じた密度で個々の問題や特性に焦点を当てた処遇を実施

類型別による処遇(R3.1～)

共通する問題性等に焦点を当てたガイドラインによる処遇

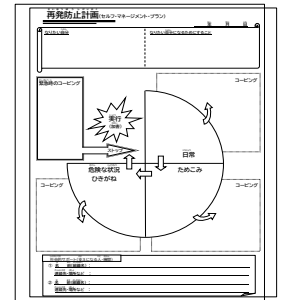


犯罪的傾向の改善等を図る処遇

- 性犯罪再犯防止プログラム
- 薬物再乱用防止プログラム
- 暴力防止プログラム
- 飲酒運転防止プログラム
- しよく罪指導プログラム
- 社会貢献活動



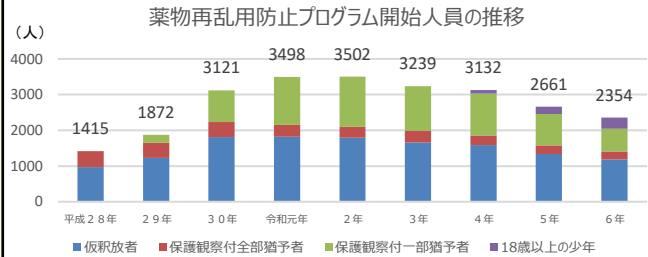
再発防止計画の例



対象者の特性に応じた取組例

⇒ 各取組については、適宜効果検証等を実施の上、必要に応じて内容の見直しを行っている

薬物事犯者



大麻事犯者用コアプログラムの新設(R5.12～)

大麻事犯の保護観察対象者が増加傾向にあることに対応するため、大麻事犯者の特性に応じた課程を新設

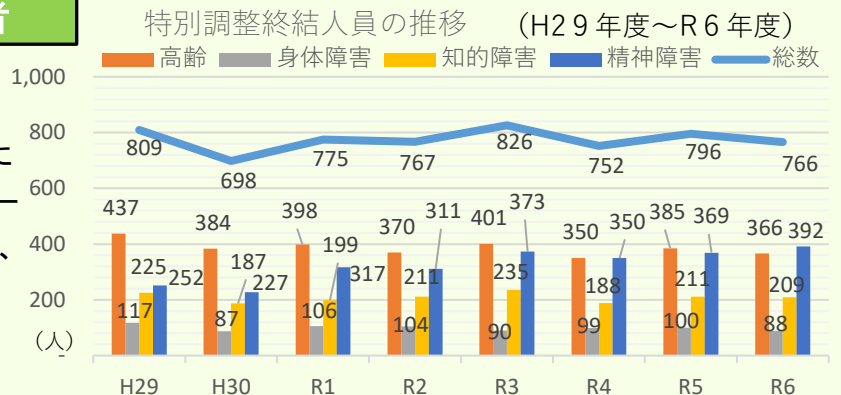
専門的援助の活用(R5.12～)

地域の支援機関・団体等による専門的援助の受講の義務付けを可能とし、社会資源との連携を強化

高齢・障害を有する者

特別調整

高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の帰住地確保、必要な福祉サービス等の調整



性犯罪者

性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4～)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施